

ばら積貨物船，鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口 に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

ばら積貨物船，鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口に関する事項

改正理由

IACS において，ばら積貨物船，鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶（コンテナ運搬船や一般貨物船等の船舶）の貨物用倉口に関する要件を IACS 間で共通とすべく，2011 年 5 月に IACS 統一規則 S21A が制定された。しかしながら，業界から要件の適用や解釈に関する多くのコメントが寄せられていたため，採択後も引き続き検討が行われていた。

この度，倉口蓋上のコンテナによる荷重並びに倉口蓋及び倉口縁材の構造寸法に関する要件の明確化等を行った一部改正が 2015 年 5 月に IACS 統一規則 S21A(Rev.1) として採択された。

今般，IACS 統一規則 S21A(Rev.1)に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 倉口蓋に作用するコンテナによる荷重に関する要件を改めた。
- (2) 倉口蓋の構造強度に対して検討すべきコンテナの部分積付状態を示した図を加えた。
- (3) 二重張り構造の鋼製倉口蓋の底板の板厚に関する要件を改めた。
- (4) 倉口縁材の構造及び強度基準に関する要件を改めた。
- (5) 倉口蓋の支持部材に対する許容表面圧力の緩和を認める場合の要件を加えた。